

公益財団法人 生協総合研究所 アジア生協協力基金

2020 年度一般公募助成募集要項

アジア生協協力基金では、日本国内に拠点を置く NPO/NGO や市民グループなどを対象に、アジア・太平洋地域で行う人材育成や組織づくりの事業を助成します。

申請について

(1) 助成の対象となる組織（申請資格）

- ①原則として、日本国内に拠点（事務局など）を有する NPO、NGO、一般社団法人、一般財団法人、市民グループなどの非営利の組織。加えて、政治・宗教を目的としない組織であること、反社会的な活動を行わない組織であること。
- ②原則として、1 年度の収入（経常収益など）が 1 億円未満の組織。
※基本的に前年度の収入を基準としますが、前年度のみ収入が 1 億円を超える等の場合は、過去 3 ヶ年の収入で判断することがあります。ご不明な点は事務局にお問い合わせください。
- ③活動開始から 2 年度を超えた活動実績を有する組織。
- ④申請事業を実施するうえで、現地に対等な協力組織（カウンターパート）をもつ組織。
- ⑤継続申請の場合を除き、過去 2 年度以内（2018 年度、2019 年度）に本助成を受けていない組織。
※継続申請に関しては p.2 を参照ください。

(2) 助成の対象となる事業

- ①アジア・太平洋地域で実施される事業。
- ②社会的に脆弱な立場や経済的に困難な状況に置かれた現地の人々を、主要な受益対象者とした事業。
- ③現地の人々の主体的な参加と協同・組織化を促進し、現地の人々の社会的自立・経済的自立を目的とした事業。
※上記の趣旨に鑑み、現地の人々の参加が見込めない事業、単発の研修・セミナーやイベントの開催など友好親善を目的とした交流事業、組織の維持・運営に係る運転資金の補てんが主目的である事業、調査や研究が主目的である事業などは助成の対象になりません。

(3) 助成の内容

- ①助成金額は 1 件当たり上限 100 万円。
- ②原則として、助成期間は 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日まで（2021 年 3 月は助成期間に含まれない）。
- ③助成総額は 700 万円（概ね 7～9 件の採択）。
※助成総額との関係で、申請金額より減額しての助成となる場合があります。

(4) 募集の期間

2019年9月1日(日)～2019年10月31日(木)

(5) 応募の方法

下記の申請ファイルを作成の上、アジア生協協力基金事務局宛でのメールに添付する形式でご提出ください。原則として、郵送での提出は不可とします。提出後、受付の返信メールをお送りしますが、返信メールが来ない場合にはお手数ですが事務局にお問い合わせください。

※提出先：tatsurou.miyazaki@jccu.coop(宮崎)、satomi.toyoshima@jccu.coop(豊嶋)。行き違いを避けるために、必ず両方のアドレスにご送信ください。

1	申請書	生協総研 HP (http://ccij.jp/jyosei/asiakikin.html) より入手し、Word ファイル (PDF 不可) で提出ください。
2	助成金の使途説明書	生協総研 HP (http://ccij.jp/jyosei/asiakikin.html) より入手し、Excel ファイル (PDF 不可) で提出ください。
3	最新の貸借対照表	様式任意。貴組織の会計状況を把握するための資料として、最新の貸借対照表を提出ください。
4	前年度の事業・活動報告書	様式任意。貴組織の前年度(2018年度)の事業・活動の実態が把握できる資料を提出ください。
5	今年度の事業・活動計画書	様式任意。貴組織の今年度(2019年度)の事業・活動の計画が把握できる資料を提出ください。
6	定款・規約	様式任意。継続申請の場合は提出不要です。
7	役員名簿	様式任意。継続申請の場合は提出不要です。

継続申請(2年目申請・3年目申請)について

一般公募事業では、1年間の助成では不十分な事業も存在するとの観点から、最大3年目までの継続申請を認めています。ただし、審査は単年度ごとに行うため、毎年同様に申請書類の提出が必要であり、書類選考・プレゼンテーション選考を受けて頂く必要があります。審査の結果、2年目以降の助成が認められず、初年度のみ助成となる場合もあることをご了承ください。

●継続申請の対象となる事業(申請資格)

- ①前年度(2019年度)に本助成を受けた事業。
- ②事業対象地および受益対象者に同一のものを含み、事業の継続性が認められる事業。
- ③継続申請が認められるのは2年目申請、3年目申請まで。継続して4年目となる申請は認められません。

選考の方法

選考の方法は、書類審査とプレゼンテーション審査の2段階選考を行っています。書類審査の結果通知から、プレゼンテーション審査までの期間が短くなっておりませんが、ご了承ください。

(1) 書類審査

2019年10月31日(木)までに提出された申請書類一式を審査対象とします。11月中に事務局が書類点検を行い、申請組織に問い合わせさせて頂く場合があります。2019年12月21日(土)に予定されているアジア生協協力基金運営委員会にて、最終的な審査結果が決定されます。

書類審査の結果は2019年12月27日(金)までにメールにて通知します。合わせて、書類審査にて運営委員より質問事項が挙げられた場合には質問票として同送させて頂きしますので、プレゼンテーション審査と合わせて質問事項にご対応ください。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は2020年2月1日(土)の午後に、主婦会館プラザエフ5階(東京都千代田区六番町15)にて実施されます。原則として、当日出席できない場合、不採択となります。プレゼンテーション審査の日程が止むを得ない事情で変更となる場合、書類審査の結果通知時にご連絡させて頂きます。プレゼンテーション審査に関わる1名分の国内交通費は当基金で負担いたします。

プレゼンテーション審査では事前に提出頂いたプレゼンテーションファイル等を元に10分間のプレゼンテーション、10分間の質疑応答の合計20分間の審査を行います。書類審査・プレゼンテーション審査を踏まえた最終的な採択結果は、2020年2月15日(金)までにメールで通知します。

選考スケジュール(予定)

2019年8月下旬	募集要項、申請書の公開
2019年9月1日	募集開始(申請書の受付開始)
2019年10月31日	応募締切 以降、事務局から申請書類について問い合わせをさせて頂く場合があります。なお、問い合わせの有無は審査には関係ありません。
2019年12月27日迄	書類審査の結果通知
2020年1月21日迄	プレゼンテーション審査用ファイルの提出
2020年2月1日	プレゼンテーション審査当日
2020年2月15日迄	採択結果の通知

選考のポイント

本助成では、社会的に脆弱な立場や経済的に困難な状況におかれた人々の社会的自立・経済的自立を最終的な目標とし、それを達成する手段や仕組みの中に、現地の人々の主体的な参加や協同・組織化の要素が組み込まれている事業を評価します。

これは社会的自立・経済的自立のためには、外部の力に依存しないように現地の人々の主体的な参加が不可欠であり、単独では解決が困難な課題に対して人々が協力して取り組むことにより、個人だけではなく、地域コミュニティ全体の厚生が高まることを期待しているためです。

上記を踏まえた上で、下記のようなポイントで選考を行っています。

(1) 基金の趣旨との合致性

- ① 現地の人々の主体的な参加につながる事業であるか。
- ② 現地の人々の協同・組織化につながる事業であるか（※生協や協同組合といった形にこだわる必要はありません）。
- ③ 本基金の助成終了後も申請事業が自立的に継続し、成果が持続していく見通しや仕組みがあるか。
- ④ 現地の人々の人材育成に寄与する事業であるか。

(2) 実行可能性

- ① 現地のニーズや課題が事前に把握されているか。
- ② 目的を実現するための事業計画や資金計画が適正であるか。
- ③ 申請組織について、申請事業の実施に必要な組織としての能力や実績があるか。

(3) 事業の影響の範囲

- ① 特定の個人や非常に狭い範囲に受益対象者が限定されていないか。
- ② 申請事業が起点や事例となって、現地の多様な関係者の参加を得ながら事業効果が持続的に波及していくことが期待できるか。

運営委員（2019年8月時点）

委員長	村田 雄二郎	同志社大学 グローバル・スタディーズ研究科 教授
委員	新井 ちとせ	日本生活協同組合連合会 副会長、生協総合研究所 評議員
委員	大信 政一	パルシステム連合会理事長 生協総合研究所 評議員
委員	中西 徹	東京大学大学院 総合文化研究科 教授
委員	湯本 浩之	宇都宮大学 留学生・国際交流センター 教授

(1) 採択された場合の事業成果の報告・公開の義務

以下の報告を行うことが、当基金からの助成の条件となります。

①2020年9月30日までに所定の様式で「中間報告書」を提出してください。

②2021年3月31日までに「事業終了報告書」を提出してください。

③2021年4月24日(予定)に「事業成果報告会」(主婦会館プラザエフ5階、東京都千代田区六番町15)に出席し、プレゼンテーション報告をお願いいたします。

※事業成果報告会に関わる1人分の国内交通費は当基金で負担します。

(2) 事業評価(助成成果確認事業)へのご協力のお願い

事業評価の一環に、「助成成果確認事業」として、3年に1回の頻度で過去の助成事業の現地視察を実施しています(2015年度:3カ所の事業視察、2018年:2カ所の事業視察)。すべての事業が視察対象になるわけではなく、事業の内容や実施地域を踏まえた上で、一部の事業のみ視察を行います。

助成成果確認事業の対象となった場合、事前に事務局からお問い合わせの上、現地視察へのご協力のお願いをする場合があります。助成成果確認事業に関わる経費(人件費を含む)はすべて当基金で負担いたします。可能な限りのご協力をお願いしております。

(3) 情報の公開・広報

プロジェクトの進行状況を生協総合研究所のウェブサイトで紹介することがあります。事業終了報告書に基づき、助成組織のご協力を得て、『アジア生協協力基金事業報告書』を作成し、評議員会、理事会に報告し、また、広報活動に利用します。

(4) 助成金の一部または全額の返還を求める場合

助成対象事業の計画の一部または全部を実施期間内に遂行できなかった時は、遂行できなかった事項に計上していた予算額もしくは全額を返還していただく場合があります。

(5) 経費支出における節約への努力

助成金が有効に活用できるように、予算計画および経費支出においては節約に努めてください(国際航空券はエコノミークラス、海外宿泊経費はツーリストクラスの利用など)。

(6) 助成金を管理する銀行口座等について

原則として、助成金を管理する銀行口座等の名義は、個人名義ではなく、団体名義でなければなりません。止むを得ない事情により個人名義を使用する場合には、事前に事務局の承認を得てください。

(7) 用途を明示しない一括資金提供の禁止

助成事業の性格上、カウンターパートや現地組織などに用途を明示しない一括資金の提供を行うことは認められません。

助成決定後の手続き

(1) 覚書の締結

助成決定後、助成組織の代表者は、生協総合研究所と覚書を取り交わし、これに基づいて事業を実施することとします。

(2) 助成金の支払い

- ①助成組織は、生協総合研究所の指定した書式で、助成金を請求します。
- ②原則として、2020年4月10日までに、助成組織を名義人とする金融機関口座に助成金全額を振り込みます。

(3) 申請時計画の変更

申請時の事業計画に変更が生じた場合、変更の大小に関わらず、事前に事務局に連絡の上、変更について承認を得るようにしてください。

(4) 中間報告書、最終報告書における為替レートについて

現地通貨の円換算レートは、国際協力機構（JICA）の外貨換算レート表（https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）の2020年4月時点のレートに準拠してください。

お問い合わせ先

申請に伴い提供いただいた情報は、当該用途以外に使用することはありません。その他ご不明の点は、下記事務局宛てにお早めにご相談ください。

公益財団法人 生協総合研究所 アジア生協協力基金公募 係 （担当：宮崎・豊嶋）

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6F

Tel : 03-5216-6025 Fax : 03-5216-6030

E-mail : tatsuro.miyazaki@jccu.coop、satomi.toyoshima@jccu.coop